



社協のしおり

誰もが安心して暮らせる
福祉のまちづくりをめざして



社会福祉法人**寒川町社会福祉協議会**

	「つながり」と「お互いさま」をひろげる社会福祉協議会	
	● 社会福祉協議会とは	2
	会員制度	2
	会費	2
	組織図	2
	交流と仲間づくりの場を応援しています	
	● 小地域福祉活動	3
	● 生活支援コーディネーター	3
	福祉の啓発活動をすすめています	
	● 福祉教育	4
	● 福祉作文	4
	● 地域福祉フォーラム	4
	● 障がい当事者団体への支援	4
	● ふれあい福祉フェスティバル	5
	● 広報紙・ホームページでの情報提供	5
	● 福祉大会	5
	地域でみんなが支え合う活動をすすめています	
	● ボランティアセンター	6
	● ボランティア活動保険	6
	● ふれあい・いきいきサロン	6
	● 福祉有償運送	7
	● サポートさむかわ	7
	● 寒川町シニアげんきポイント	7
	● 寒川町ボランティア連絡協議会	8
	● ボランティア講座	8
	● 災害ボランティアセンター	8
	住み慣れた地域での自分らしい生活を支援します	
	● 寒川町地域包括支援センター	9
	● 認知症サポーター養成講座	10
	● こすもすカフェ	10
	● 介護予防・日常生活総合事業	10
	一人ひとりの権利を守ります	
	● 心配ごと相談	11
	● 日常生活自立支援事業	11
	● 法人後見事業	11
	● 成年後見相談	11
	● 成年後見講座	12
	● 緊急援護資金の貸付	12
	● 生活福祉資金の貸付	12
	助成・貸出を行っています	
	● 車いす（自走式・介助式）の貸し出し	13
	● 紙おむつ代助成	13
	● 地域福祉活動推進のための活動経費助成金	13
	● 物品の貸し出し	14
	● 災害見舞金	14
	● 赤い羽根共同募金による活動支援	14



社会福祉協議会とは

社会福祉協議会（略称：社協）は、社会福祉法にもとづき地域福祉を推進する民間の非営利団体です。地域に暮らす皆さんとともに、ボランティア、福祉団体、民生委員・児童委員、関係機関などの参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「やさしい福祉のまちづくり」の実現をめざし、さまざまな活動を行っています。



中央団体 = 全国社会福祉協議会

地方団体 = 神奈川県社会福祉協議会（各都道府県に設置）

地 域 = **寒川町社会福祉協議会**（各市町村に設置）

寒川町社会福祉協議会は、昭和28年8月1日に発足し、昭和59年7月2日、厚生大臣（当時）の認可を経て「社会福祉法人」を取得しました。

会員制度

会員制度は、町民の皆さんや企業、団体が、寒川町社会福祉協議会の組織や諸活動への理解のもと、直接または間接的に参加していただくための制度です。

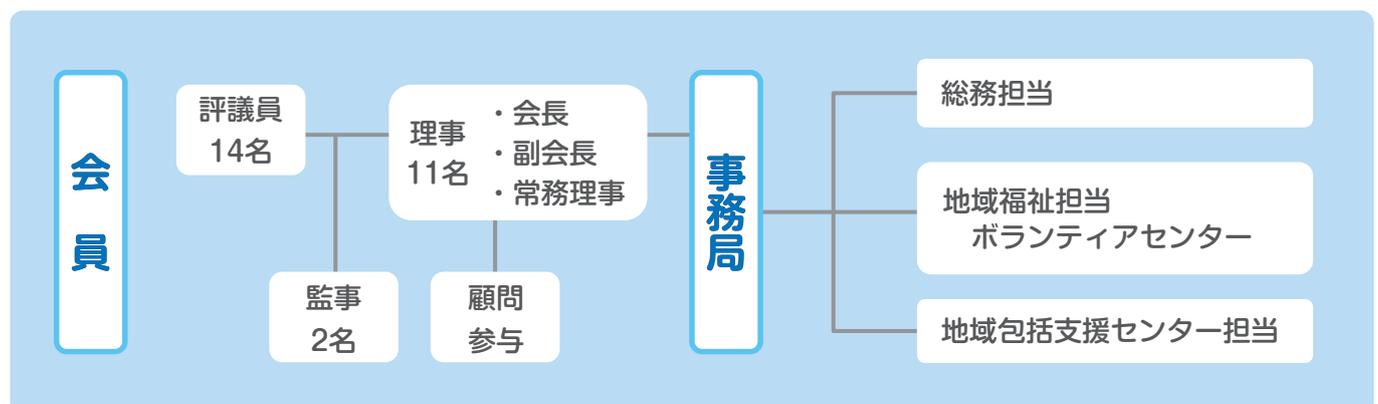
昭和59年の法人化を契機に各世帯を対象とする一般会員、企業や団体等を対象とする賛助会員制度を取り入れ自主財源の確保に努めています。

毎年4月から8月にかけて各自治会を通じて会員加入をお願いしています。なお、ボランティア活動などを行ってみたいが、時間的な余裕がない等の理由でも、資金援助（社協会費）をしていただくことは地域をよくする福祉活動の一つであると考えています。ぜひご協力をお願いいたします。

会 費

会員種別	区 分	会費額（年額）
一般会員	一般世帯	—□ 500 円
賛助会員	企業・団体・個人	—□ 3,000 円

組 織 図





小地域福祉活動

「小地域福祉活動」とは、それぞれの地域の困り事や心配事などの解決のために住民の皆さんで助け合いながら取り組んでいく活動です。地域の中で行う、親切な行動・気配りの気持ちを大切にして、「組織的に」「継続的に」「可能な範囲で無理なく」行っていきます。

自治会を中心とした活動

各自治会を中心に、「地域」にある福祉課題解決に住民の皆さんが取り組んでいます。それは声掛けや見守りなどの助け合いから、地域の支え合いの場として気軽に集えるサロン活動などがあります。高齢者が中心となる活動が多いですが、子どもを対象とした活動を行うなど、その内容は自治会により様々です。



個人や団体によって行われている活動

当事者団体や地域住民による住民同士の支え合いの活動、障がい理解の普及啓発を目的とした団体、子どもや高齢者の居場所づくり、健康維持向上を目的とした活動など、それぞれの目的のために活動されています。



寒川町社協によるお手伝い

寒川町社協では地域の皆さんの小地域福祉活動を応援しています。これから小地域福祉活動を始めた方、取り組んでいる活動をさらに進めたい方はぜひご相談ください。

- 活動のための助成金があります！（13ページ参照）
- サロンを立ち上げるまでの様々な相談をお受けします！
- 運営の相談とアドバイスを行います！
- 住民へのPRをお手伝いします！
- サロンの参加者同士の情報交換や交流の場を作ります！
- サロンでのプログラムの企画や特技を持つボランティアをご紹介します！



生活支援コーディネーター（寒川町からの受託事業）

生活支援コーディネーターは住民主体による生活支援・介護予防サービスの充実が図られるよう身近な地域での支え合いを推進し、支え上手、支えられ上手の地域づくりをめざします。

① 生活資源の把握・共有

高齢者が利用できるサロンや体操教室などの地域の居場所やヘルパー、ゴミ出しなどの生活支援に関するサービスはどのようなものがあるのか、寒川町内の社会資源の把握につとめます。

② 生活支援ニーズの把握・共有

高齢者が普段生活している中で、どのような困りごとがあるのか、不便なことはないか、聞きとりなどにより把握し、町民・関係機関と一緒に考え、これからの住民主体による「互助活動」や「支え合い」を推進します。

③ 担い手の育成・発掘

地域の困りごとに対する担い手となっただかく、元気な高齢者が地域でいきいきと活躍できるよう支援します。



④ 困りごとに対する情報の提供

高齢者の生活の中での困りごとに対して解決できる方法の情報提供、それぞれの困りごとの支える側と支えられる側をマッチングすることで、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせる町づくりをすすめます。



福祉教育

福祉体験は身近な地域に暮らす障がいのある人や高齢者を含めたさまざまな人々との関わりを通して多様な生き方に触れることで、思いやりの心、相手を理解しようとする気持ちを育みます。

こうした出会いや関わりを通じて、自分と違う立場の人と認めあい、人の気持ちに共感できる力や思いを実行に繋げていく力など、「ともに生きる力」をつけていきます。

この事業は障がい当事者の方やボランティアの方と連携して実施しています。



福祉作文

町内の小・中学校に通う児童・生徒の皆さんに夏休みの宿題として福祉作文に取り組んでもらい、その中から入賞作品を選定し、作文集にして発行しています。



地域福祉フォーラム

地域の特性やニーズに応じた多様な地域住民のネットワーク活動は、制度による支援だけでは対応が困難な孤立死、虐待、生活困窮、8050問題などによる福祉課題の予防や解決につながっており、ますますの展開が期待されています。

地域福祉フォーラムは多様な人材や社会資源を結び、課題に目を向けながら共に学び合い、地域での福祉活動を推進します。



障がい当事者団体への支援

寒川町福祉団体協議会は福祉の向上をめざして活動する、4つの団体で構成された障がい者団体です。寒川町社協はその活動支援を行っています。



構成団体

寒川町手をつなぐ育成会
寒川町聴覚障害者協会

寒川町視覚障害者福祉協会
茅ヶ崎寒川地区自閉症児・者親の会

ふれあい福祉フェスティバル

「ふれあい、ささえあい、地域のつながりを深めよう」をテーマに、福祉の充実したまちづくりのための活動などを多くの人々に知ってほしいとの思いから開催しています。

この趣旨に賛同した福祉関係団体、ボランティア団体、企業の皆様とともに、誰もが気軽に集える場を作り、模擬店や福祉体験などの催し物で賑わいます。



広報紙・ホームページでの情報提供

広報紙「社協さむかわ」を年に数回発行し、様々な福祉情報を発信しています。

ホームページでは行事予定やブログなど、日頃の活動の様子、事業計画や事業報告等の情報も掲載しています。



福祉大会

地域福祉の推進に貢献された方々の功績を讃えるとともに、福祉をテーマとした講演会を年1回開催しています。(福祉講演会、社会福祉功労者等の表彰・感謝、福祉作文の発表)



会費以外にも自主財源の確保に努めています

是非、ご利用ください

自動販売機の設置

(町健康管理センター、町民センター、南北文化福祉会館 他)

年始駐車場運営

(町健康管理センター 他)

▶ 寄付

- 寄付金
- 書き損じはがき・未使用のはがき
- 不要入れ歯 (金属がついているもの)
- 金属製品のアクセサリ
- 未使用の切手・図書券・各種商品券 など



その他のご寄付についても随時受け付けております。総務担当まで気軽にご連絡ください。

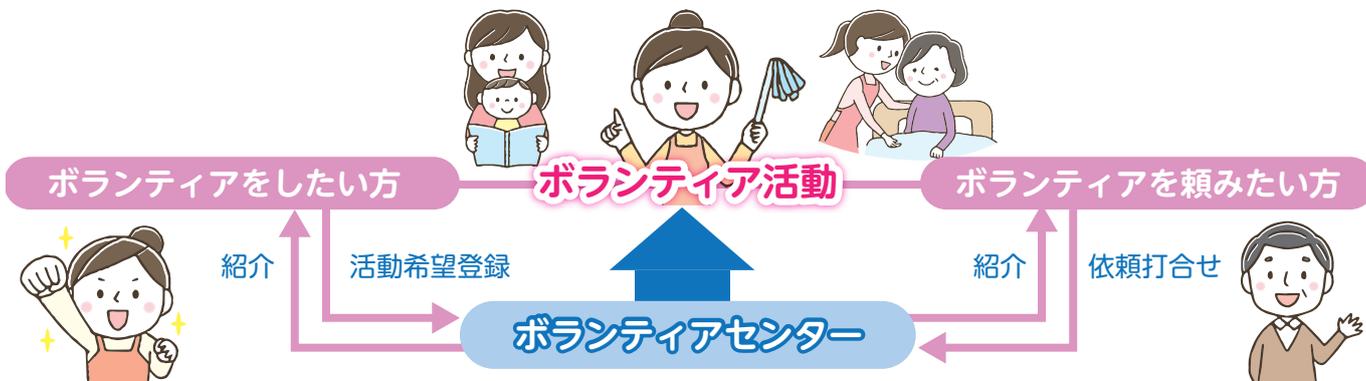


ボランティアセンター



ボランティアセンターは、「ボランティアをしたい方」と「ボランティアを頼みたい方」を結びつけるための調整をしています。どちらの方も気軽にご相談ください。ボランティアコーディネーターがお話を伺います。

ボランティアセンターマスコット「ほらびちゃん」▶



高齢者や障がい者を車で病院に送迎、日常生活のちょっとしたお手伝い、乳幼児の保育や子どもの遊び相手、お話し相手、囲碁や麻雀の相手、障がい者スポーツのお手伝い、お散歩の付き添い、施設でのお手伝い、地域の交流の場での特技ご披露 など

ボランティア活動の推進	学びの場、交流の場づくり
ボランティアの総合相談や連絡調整を行い、活動に必要な拠点や機材の貸出等の支援をします。	ボランティア講座や研修会・ボランティアの情報交換会を開催します。
ボランティア活動のネットワーク化	情報の発信
ボランティアグループの立ち上げ支援、ボランティア連絡協議会の活動支援を行っています。	ボランティア募集情報「ほっと・たいむ」発行、寒川町社会福祉協議会ホームページやツイッターでの情報発信をします。

ボランティアセンター
0467 (72) 3721

ボランティア活動保険

安心してボランティア活動をするための、ボランティア活動保険の案内と加入手続きを行っています。

ふれあい・いきいきサロン

子育てサロン

2～3歳の子どもとその保護者の仲間づくりを目的に、ボランティアの協力のもとサロンを開催しています。



- **対象者** 町内在住の2～3歳の子どもとその保護者
- **実施日** 月1回、水曜日（日程はお問い合わせください）午前10時～11時30分
- **内容** 手遊び、歌、季節に応じた催し物、工作 など
- **会場** 町健康管理センター 他
- **申込み** ボランティアセンターへお問い合わせください
- **参加費** 対象児1人 100円（保険料等）
※12月は200円

障がい児者サロン

障がいのある方との交流や仲間づくりを目的に、ボランティアの協力のもとサロンを開催しています。



- **対象者** 町内在住の心身に障がいのある方とその家族
- **実施日** 年2回程度（日程はお問い合わせください）
- **内容** 季節に応じた催し物、ボウリング大会、お花見 など
- **会場** 町健康管理センター 他
- **申込み** ボランティアセンターへお問い合わせください
- **参加費** 1人 100円～300円（予定）
※内容に応じて別途、負担金をお願いする場合があります。



福祉有償運送

単独では公共交通機関の利用が難しく、かつ、町の「自動車税の減免制度」「福祉タクシー制度」等を利用していない方を対象に、ボランティアの協力のもと車での送迎を行います。



- **対象者** 上記の内容に加えて、次のいずれかに該当する方
 - ①外出時に車いすが必要な方
 - ②身体障害者手帳1級、2級の交付を受けている方
 - ③療育手帳 A1、A2の交付を受けている方
 - ④精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方※乗降介助が必要な方は必ず付き添いをお願いします
- **利用内容** 月4回まで利用可能
行き先は病院や福祉施設、養護学校などに限ります（本会事務所から20キロメートル以内の範囲）
- **利用料** 有料：ご利用の距離により異なります
その他、保険料1人 1000円（年1回）
- **申込み** 手続きが必要です。まずはボランティアセンターへご連絡ください



サポートさむかわ

在宅生活における“ちょっとしたお手伝い”にサポーター（ボランティア）が伺います。

- **対象者** 高齢者または障がい者のみで生活されていて、日常生活でお困りのことがある世帯
- **利用内容** 掃除、窓ふき、草むしり、片づけ、衣替え、電球の交換、買い物、話し相手 など
ご利用は、1回につき60分まで、月2回まで
サポーターの派遣は1回につき2名まで
※内容や作業場所によってはお断りすることがあります
- **利用料** サポーター 1人につき30分150円
- **申込み** まずはボランティアセンターへご連絡ください
スタッフが下見をさせていただきます



寒川町シニアげんきポイント（寒川町からの受託事業）

町内の高齢者関連施設でお手伝いをするこで、シニア世代の健康維持や介護予防に役立てていただくことを目的とした活動です。

お手伝いの内容は、洗濯物たたみ、話し相手、植栽の世話、掃除など簡単なものが中心です。活動回数によりポイントが貯まり、町共通商品券と交換ができます。

対象の方は、町内在住の65歳以上で、介護保険法の要介護、要支援認定を受けていない方となります。活動を始めるには登録が必要ですので、まずはボランティアセンターまでお問い合わせください。





寒川町ボランティア連絡協議会 (社協が事務局となっています)

町内で活動中のボランティアグループが加入しています。会員同士が連携をとり、活動の普及と充実をめざしています。新規加入をお待ちしています。



グループ名	活動内容
寒川町赤十字奉仕団	高齢者むけのサロン開催 (いきいきサロンでの手作り昼食)、献血奉仕、湘風園などの施設に出向いての活動などを行っています。
青い鳥 ローズの会 なずなの会	町内の保育園の保育士で活動しているグループです。仕事の合間に寒川町ボランティア連絡協議会のお手伝い (看板づくりやイベント参加時のテントの飾り付けなど) をしています。
すいせん1	つくしの家 (障がいのある方の就労施設) に2人1組で出向いて、作業のお手伝いやお話相手をしています。
麦笛の会	目の不自由な方や字が読みづらくなった方に町の広報などを テープに録音してお届けしています。視覚障がい者のためのデイジー録音も行っています。
手話サークル菊和会	手話の勉強をし、聴覚に障がいがある方と交流をしています。学校に出向いての手話体験指導もしています。
グループあい	視覚に障がいがある方に町の広報などを点字で打って (手打ち) お届けしています。学校に出向いての点字体験指導もしています。
にんじんの会	栄養士で活動しているグループです。手作りの人形劇やエプロンシアターで食育活動を行っています。
NASS の会	町内の自動車関連会社の労働組合で活動しています。高齢者や障がいのある方を病院へ送迎しています。
車椅子ダンス 矢車草の会	車椅子を使用している方にダンスと音楽で楽しいひとときを過ごしていただくため、町内外の施設を訪問しています。
ピーターパンクラブ	布おもちゃづくりを中心に、地域への布おもちゃの貸し出しや地域交流をしています。布絵本づくりのサポートもしています。



ボランティア講座

寒川町で行われているボランティア活動を紹介し、実際に体験したり学んだりできる講座を毎年開催しています。



災害ボランティアセンター

寒川町で大規模な自然災害が発生した際、災害ボランティアセンターを立ち上げ、ボランティア活動のコーディネートを行います。

さむかわ災害ボランティアネットワーク (SSVN)、町役場と寒川町社協で共同運営する災害ボランティアセンターをいち早く立ち上げることができるよう、平時より実践訓練を行います。

災害ボランティアセンターの役割

- ①被災者のニーズの把握・整理
- ②ボランティア活動希望者の受け入れ
- ③被災者のニーズや困りごとに対して、ボランティアを調整
- ④被災者支援のボランティア派遣



寒川町地域包括支援センター（寒川町からの受託事業）

地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢の皆さんを介護・福祉・健康・医療など様々な面から支えていくための暮らしの総合相談窓口です。



何でもご相談ください

高齢の皆さんやその家族が抱える介護に関する悩みごとや健康・福祉の心配ごとなど、生活に関することについて対応します。

介護予防を支援します

要支援1・2と認定された方は、介護予防サービスを利用できます。支援予備軍・自立の方は介護予防事業を利用できます。

地域包括支援センターは高齢者の総合相談窓口です



地域のつながりを強めます

地域のケアマネジャーの指導支援のほか、皆さんが暮らしやすい地域にするため、様々な機関との連携に力を入れます。

皆さんの権利を守ります

高齢の皆さんが安心して暮らすために、様々な権利を守ります。また成年後見制度の紹介や虐待の早期発見・防止を進めます。

相談場所

祝祭日・年末年始は休み

	場所	時間	連絡先	備考
地域包括支援センター	役場1階	平日 午前8時30分～午後5時15分	0467 (72) 1294	
南部相談室	南部文化福祉会館	平日 午前10時～午後4時	0467 (38) 8258	南部文化福祉会館の休館日は休み
出張相談	北部文化福祉会館	毎週木曜日 午前10時～12時	—	



認知症サポーター養成講座

認知症について正しく理解するための講座です。講座を受講した方には「認知症サポーター」として「オレンジリング」を進呈します。



- **対象者** 概ね10名以上の団体、グループ
- **内容** 認知症の基礎知識、早期診断の重要性、認知症の人への対応等（概ね1時間半）
- **利用料** 無料（会場の確保は申請者でお願いします）
- **講師** 認知症地域支援推進員

※申し込みにより随時開催します。実施予定日の40日前までに地域包括支援センターまでご連絡ください。



こすもすカフェ（認知症カフェ）

認知症の方でも、地域の方でも、どなたでも気軽に参加できます。皆さんでゆっくり過ごせる居場所です。

- **日時** 毎月1回金曜日 午後2時～午後3時30分
（予約制です。詳しい日程はお問い合わせください）
- **場所** ふれあいの家こすもす デイルーム（岡田 7-3-3）
- **参加費** 1人 100円



※認知症地域支援推進員がいます

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療機関や介護サービス、地域の支援機関の間の連携支援や、認知症の人やその家族を対象とした相談受付、認知症に関する訪問などを行っています。



介護予防・日常生活総合事業

この事業は、65歳以上を対象とし、介護保険の要介護（要支援）認定を受けていなくても、一人ひとりの生活に合わせた柔軟な介護予防のためのサービスを利用することができます。

利用までの流れ

① 寒川町地域包括支援センターに相談ください

② 基本チェックリストでの確認を受けます

基本チェックリストとは、介護の原因となりやすい生活機能の低下がないか、基本25問からなる質問票です。

③ 基本チェックリストの結果を確認する

生活機能の低下が見られた人（事業対象者）

「介護予防・生活支援サービス」が利用できます。要支援の場合と同様にケアプランを作成し、サービスを利用していきます（一般介護予防事業も利用できます）

※「介護予防・生活支援サービス」
介護予防訪問型サービス（ホームヘルプ）や介護予防通所型サービス（デイサービス）など

自立した生活を送れる人（非該当）

「一般介護予防事業」など、認定がなくても利用できるサービスを検討ください

※「一般介護予防事業」
高齢者の方へ向けた介護予防事業として、専門家による健康を維持するための生活習慣（運動や食事）を身につけられる教室を実施



心配ごと相談

地域の身近な相談窓口として、福祉に関する相談や悩みごとなどの相談に職員が対応し、一緒に課題を整理します。相談内容によって、行政サービスの紹介や関係機関へのつなぎを行い、改善・解決に向けての支援をします。

- **日時** 平日 午前8時30分～午後5時15分（随時受付）
- **場所** 町健康管理センター



日常生活自立支援事業（神奈川県社会福祉協議会からの受託事業）

認知症や知的障がい、精神障がいのある方などに対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの援助を契約によって行うことで、自立した生活を送れるよう支援します。

- **対象者** 町内在住で、この事業の内容を理解でき、契約能力はあるが物事の判断が不十分な方で、次のいずれかに該当する方。
 - ・概ね65歳以上の方
 - ・身体、知的、精神に障がいのある方
- **利用料** 前年度の町県民税による



法人後見事業

物事を判断する能力が十分でない方に対し、寒川町社会福祉協議会が法人として成年後見人等になって、その方の判断能力を補い、安心して日常生活ができるよう支援します（実際に選任されるかどうかは家庭裁判所の判断になります）。

- **対象者** 町内在住で、他に適切な法定後見人候補者が得られない方で、次のいずれかに該当される方
 - ・生活保護を受給している方
 - ・町県民税非課税世帯で高額な資産・財産を所有していない方
- **報酬** 家庭裁判所が金額を決定します
- **内容** 法人として身上監護（生活・医療・介護等に関する契約や手続き）を中心とした後見業務を行います。



成年後見相談

成年後見制度に関する相談に専門家が応じます。相談は無料です。

- **対象者** 町内在住の方（その方の家族・親族を含む）、福祉関係事務所など
- **日時** 毎月第1金曜日 午後1時～午後3時（祝日の場合は翌週）
1回60分 1日に2組まで
- **場所** 町健康管理センター
- **申込み** 事前予約制（先着順）
相談日の前日までに電話または直接お申し込みください





成年後見講座

成年後見制度について、初めて学ぶ方でもわかりやすく、弁護士などの専門家が解説をします。制度の必要な方が適切に利用できるように、制度の内容について多くの方に知っていただく機会として開催しています。



緊急援護資金の貸付

一時的に生活に困窮している世帯で、緊急に援護が必要と認められる世帯に対し、資金の貸付を行い、経済的自立と生活意欲の助長を図ります。

- **対象者** 町内に6ヶ月以上居住し、他から融資を受けることができない、一時的に困窮している世帯（貸付には一定の基準・条件があります）
- **貸付額** 1世帯30,000円まで（償還は1年以内・この貸付は無利子です）
- **その他** 貸付に際しては担当民生委員と面談があります



生活福祉資金の貸付 実施主体：神奈川県社会福祉協議会

低所得世帯（収入基準あり）、障がい者世帯、高齢者世帯を対象に、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。

- 原則として世帯を単位とした貸付です。生計中心者が申込者となります。（教育支援資金を除く）
- 他制度が優先です。他制度の利用ができない場合に貸付を行います。
- 貸付制度であり、償還の義務があります。申し込み受理後、貸付金の利用目的だけでなく、借受人、連帯借受人及び連帯保証人の償還が可能であるかの見込みも含めて神奈川県社会福祉協議会が審査・決定を行いますので、貸付に至らない場合もあります。
- 原則として連帯保証人が必要ですが、一部を除いて、連帯保証人が立てられない場合も相談・申し込みできます。（貸付利率が変わります）
- 資金種類ごとに貸付限度額、償還期限などの貸付条件は異なります。
- 実施主体である神奈川県社会福祉協議会の窓口として寒川町社協が本資金の相談・申し込みを受け付けますので、実際の貸付まで日数がかかります。

福祉資金	日常生活を送る上で一時的に必要であると見込まれる費用を貸付します。目的別の資金種類があり、民生委員の相談援助活動を伴います。
不動産担保型生活資金	高齢者のみの世帯を対象に、現住居（土地）を担保にする生活費の貸付制度。他に要保護世帯向けの資金もあります。
総合支援資金	失業などにより、生活の立て直しが必要な世帯を対象にした貸付制度。「自立相談支援機関」との面談を伴います。
教育支援資金	高等学校・大学または高等専門学校に入学・就学するための貸付制度。未成年が借受人になるため、連帯借受人（保護者等）が必要になります。



車いす（自走式・介助式）の貸し出し

- **対象者** 町内在住で歩行困難な方
- **利用料** 無料
- **申込み** 電話か直接窓口で申込み
- **貸出期間** 1ヶ月（理由のある場合は1ヶ月の延長可）



紙おむつ代助成

	寝たきり高齢者等（寒川町からの受託事業）	心身障がい児者
概要	在宅の高齢者で紙おむつを使用している方に紙おむつ購入費用の一部を助成します。	心身の障がいにより紙おむつを使用している方に紙おむつ購入費用の一部を助成します。
対象者	常時紙おむつを必要とする在宅の高齢者を、現に介護している生計中心者の町民税が50,000円以下の世帯 ※生計中心者とは、その世帯の生計を主として維持している方です。	次の全てに該当する方 ● 身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている3歳以上の方 ● 在宅で常時紙おむつまたは紙パンツを必要としている方 ● 他制度による助成・給付を受けていない方
助成額	紙おむつ購入費用の1/2（月額算定、限度額有り）	
必要書類	①寒川町家族介護支援サービス利用申請書 ②町民税課税証明書または非課税証明書（年に1度、最初の申請時のみ） ③紙おむつを購入した際のレシート（領収書） ④振込口座の分かるもの	①心身障害児者紙おむつ代助成交付申請書 ②身体障害者手帳または療育手帳の写し（年に1度、最初の申請時のみ） ③紙おむつを購入した際のレシート（領収書） ④振込口座の分かるもの
申請月	7月、10月、1月、3月	
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 入院中、入所中は対象にはなりません。 ● 紙おむつと尿とりパットのみが対象になります。 ● レシートは1年度分は有効ですが、年度をまたぐと受付できませんのでご注意ください。（年度：4月1日～3月31日） 	



地域福祉活動推進のための活動経費助成金

地域福祉推進のため、住民が主体的に活動している内容に対し、当該年度の活動経費を助成することで活動を支援します。

他に小中学校を対象にした福祉活動助成、障がい者等の当事者団体活動助成があります。

助成対象	助成額条件	助成額
1) 住民による主体的な地域福祉推進のための活動	実際に活動している人数に応じ上限額を設ける。	10名未満 30,000円
		10名～29名 50,000円
		30名～39名 70,000円
		40名～ 100,000円
2) 自治会による福祉活動	福祉的な活動の年数に応じ上限額を設ける。	1年目～3年目 90,000円
		4年目～5年目 70,000円
		6年目以降 50,000円

実績報告には以下の書類が必要になります

- ①支払いの確認ができるもの（領収書のコピー等）、②本会広報紙やホームページへの掲載を了承の上、活動報告となるような写真・資料等、③直近の総会資料 など



物品の貸し出し

地域行事やボランティア、サロン活動などにご利用ください。

- **貸出対象** 寒川町内で福祉活動を目的とする団体
- **申込み** 電話、または直接窓口で申込み（物品貸し出し申込書の記入が必要になります）
- **貸出物品** 無料：テント大（2間×3間）・テント小（1.5間×3間）・タープテント・車いす・ポップコーン機材・プロジェクター・スクリーン・マイク・アンプ など
有料：印刷・コピー



災害見舞金

住居が火災等により被害を受けた場合、共同募金による見舞金などを支給します。

- **対象** 火災等による被災世帯
- **内容** 被害の程度により金額は変わります



赤い羽根共同募金による活動支援

神奈川県共同募金会では、毎年、原則として翌年度に計画される事業を対象として、県内の社会福祉施設・団体に活動支援（配分）を行っています。

配分の決定は、社会福祉法の定めにもとづいて県民の代表として構成される配分委員会および理事会・評議員会の審査を経て、公平・公正に行われます。

また、新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言等の影響により、日常生活に困難をかかえる子どもや家族を支援するための活動や地震・風水害といった国内で発生する大規模災害時の被災者支援など、時代の情勢に合わせて資金面での支援を実施しております。

配分を要望されるに団体におかれましては、「神奈川県赤い羽根共同募金」ホームページをご確認ください。



赤い羽根共同募金



共同募金は、毎年10月1日から翌年3月31日まで全国で運動を展開し、寒川町においても誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域福祉を支える大切な財源としてさまざまな福祉活動に活用されています。

● 募金は何に使われているの？

集められた募金は町内福祉事業への活動支援や県内社会福祉施設・団体や障がい者地域作業所へ配分されます。募金がどう使われているのか知りたくなったら、中央共同募金会ホームページに「はねっと」というデータベースがありますので、そこにアクセスしてみてください。共同募金会に集められた赤い羽根募金の使途が地域ごとに掲載されています。

● 年末たすけあい募金について

赤い羽根共同募金の一環として、年末たすけあい募金が毎年12月に全国で行われています。この運動は、地域で安心して暮らすことができるように、地域の皆さまのご理解とご協力を得て福祉活動を行うものです。

社会福祉法人寒川町社会福祉協議会（社協）

■ 総務担当・地域福祉担当

〒253-0106 高座郡寒川町宮山401 寒川町健康管理センター

● 電話 0467(74)7621 ● FAX 0467(74)5716

■ 寒川町社協ボランティアセンター

〒253-0106 高座郡寒川町宮山401 寒川町健康管理センター

● 電話 0467(72)3721 ● FAX 0467(72)0277

■ 寒川町地域包括支援センター

〒253-0106 高座郡寒川町宮山165 寒川町役場1階 高齢介護課内

● 電話 0467(72)1294 ● FAX 0467(72)5552

■ 寒川町地域包括支援センター 南部相談室

〒253-0111 高座郡寒川町一之宮8-5-20 南部文化福祉会館1階

● 電話 0467(38)8258 ● FAX 0467(38)7906

ホームページ <https://samukawashakyo.jp/>

業務時間 午前8時30分～午後5時15分（窓口および電話対応）

休業日 土曜・日曜・祝日・年末年始



この「社協のしおり」は、皆さまから納めていただいた一般会費および賛助会費により作成しています。